

—政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第 531 号)

—上海市政府、外資研究開発センターの設立・発展奨励規定を公布—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

上海市政府は、2020年11月24日に『上海市の外資研究開発センターの設立・発展奨励規定』（以下、規定）を公表しました。2020年12月1日より実施し、有効期間は2025年11月30日までとなっています。本規定は外資系企業の研究開発センター（以下、外資 R&D センター）等の誘致に向けた支援策であり、2017年版を更新したものです。

□ 適用対象拡大、認定条件更新

規定は適用対象に従来の外資 R&D センターに加え、「グローバル R&D センター」と「開放式イノベーションプラットフォーム」（以下、開放プラットフォーム）を追加しました。外資 R&D センターの認定条件については、研究開発費 200 万米ドル以上の条件を追加しましたが、その一方で 100 人以上としていた人数下限を撤廃しました。具体的な認定条件については、図表 1 をご参照ください。

【図表 1】外資 R&D センター等の認定条件

項目	外資 R&D センター	グローバル R&D センター	開放プラットフォーム
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上海に設立された外資系企業 ✓ 研究開発の明確な領域と具体的なプロジェクト、固定の場所、科学研究に必要な機器・設備、その他科学研究に必要な条件を有する ✓ 研究開発費が累計で 200 万米ドル以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外資 R&D センターの条件 ✓ 世界最高レベルの R&D センターとして親会社から授権され、グローバルな研究開発プロジェクトを担当 ✓ 研究開発費が累計で 1,000 万米ドル以上、前年度研究開発費が親会社全体の研究開発費の 10%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資総額が 200 万米ドル以上 ✓ 研究開発用の拠点が 1,000 m²以上 ✓ プラットフォームに進出した R&D プロジェクトが 10 件以上 ✓ 協働イノベーションに必要な施設・設備、国際的専門家の指導など、国際的な技術、人材等の資源を有する

（規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 多様な支援策を明記

規定では、『外商投資法』及び『外商投資法実施条例』（2020年1月1日施行）、『上海市外商投資条例』（2020年11月1日施行）の方針に基づき、上海における外資 R&D センター等に対し、通関や、越境金融サービス、人材誘致、出入国等における便宜措置、優遇税制等に関する支援策を明記しています。具体的には図表 2 をご参照ください。

【図表 2】規定の主な内容

項目	内容（抜粋）
企業登記	✓ 条件を満たす開放プラットフォームの所在地を集中登記地とすることが可能
通関	✓ 「ホワイトリスト制度」を導入。ホワイトリストに掲載された R&D センターに対し、特殊輸入品の通関手続改善 ✓ 中古研究開発設備及びテスト用輸入車の臨時輸入期間を延長する
越境金融サービス	✓ スtockインセンティブプランに参加する外国人材に対し、自由貿易口座を通じた越境金融サービスの提供を認める
補助金等	✓ 技術イノベーション特別補助金と、戦略新興産業の重要研究開発プロジェクト特別補助金を廃止する ✓ 特許取得の支援に係る助成金につき、具体的な基準に関する内容を撤廃する ✓ R&D センターの従業員に対し、高度人材向け住宅補助金や職業訓練補助金の申請を認める ✓ 新事業立ち上げや家賃に関する補助金につき、家賃支援金の具体的な基準に関する内容を撤廃する
人材誘致	✓ R&D センターによる高度外国人材の採用につき、年齢や、学歴、キャリアの制限を緩和する ✓ 上海地域の大学で本科以上、中国国内の大学で修士以上、国外のハイレベルな大学で本科以上の学歴を有する外国人材を採用する際、人数制限を受けない ✓ 条件を満たす海外留学生に対し上級職の評価をする際、海外でのキャリア等を国内のそれと同様に扱う
出入国・在留	✓ R&D センターに勤務する中国籍者は APEC カードの申請可。招請した外国籍者は有効期間 1 年以下、在留期間 180 日以下のビザの申請可 ✓ 招請または採用した外国籍者はトランジットビザの申請可 ✓ 高度外国人材は永住権を優先的に申請可 ✓ 上海税関は R&D センターの代表者や、上級管理者、研究開発者の入国に必要な健康証明書の発行に専門窓口を設ける
環境影響アセスメント	✓ R&D センターに対する環境評価手続きを簡素化し、「開放プラットフォーム」による有害廃棄物の集中管理への参加を支持する
用地確保	✓ R&D センターの容積率、建物の高さ制限や、イノベーションゾーンの空間の最適化につき言及
技術の実用化	✓ 科学技術の実用化に向けた財政支援、新開発品の政府調達を認める
優遇税制	✓ 条件を満たす R&D センターが輸入した研究開発用品に対し、関税や輸入増徴税、消費税を免除。調達した国産設備に対し増徴税を全額還付する
管理当局	✓ 浦東新区政府、臨港新エリア管委會、虹橋商務区管委會、張江科学城建設管理弁公室は市商務部門の委託を受け、本区域内の外資 R&D センターの認定作業を実施する

（規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

具体的な実務手続き等については、関連主管部門または所在地の法律事務所にお問い合わせください。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com



MIZUHO

みずほ中国

— WeChat公式アカウント —

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。